

基 発 0515 第 3 号
平成27年5月15日

公益社団法人全国ビルメンテナンス協会会長 殿

厚生労働省労働基準局長
(公 印 省 略)

労働安全衛生法の一部を改正する法律の施行に伴う厚生労働省関係省令の整備に関する省令等の施行について（外国登録製造時等検査機関等、受動喫煙の防止及び特別安全衛生改善計画関係）

労働安全衛生法の一部を改正する法律（平成26年法律第82号。以下「改正法」という。）については、平成26年6月25日に公布され、その主たる内容については、同日付け基発0625第4号をもって通達したところです。また、これまで、労働安全衛生法の一部を改正する法律の施行期日を定める政令（平成26年政令第325号）、労働安全衛生法施行令等の一部を改正する政令（平成26年政令第326号）等の関係法令の整備を行い、電動ファン付き呼吸用保護具の譲渡等制限及び型式検定の対象への追加に係る規定及び建設物又は機械等の設置等の計画の届出義務を廃止する規定については、平成26年12月1日付けで施行されたところです。

今般、平成27年6月1日付けで施行される外国登録製造時等検査機関等に係る規定及び特別安全衛生改善計画に係る規定に關し必要な関係省令の整備を行うため、労働安全衛生法の一部を改正する法律の施行に伴う厚生労働省関係省令の整備に関する省令（平成27年厚生労働省令第94号。以下「改正省令」という。）が、平成27年4月15日に公布され、平成27年6月1日から施行されることとなっています。また、改正法の受動喫煙の防止に係る規定も、平成27年6月1日付けで施行されることとなっています。

つきましては、改正法による改正後の労働安全衛生法（昭和47年法律第57号）、改正省令による改正後の労働安全衛生規則（昭和47年労働省令第32号）及び関係省令の趣旨、内容等は、別添のとおりでありますので、これらを十分にご理解いただき、会員等への周知を図ること等により、本改正内容等の周知徹底にご協力を賜りますようお願い申し上げます。